

1 適用施設

旅館業法に規定する市内のホテル・旅館等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項の規定に該当する営業を行う施設を除く）

2 補助対象者

- ・市税の滞納のない者
- ・宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でない者
- ・宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合に加入している者

3 対象となる工事等の内容・補助金の交付額

項目		内容
Wi-Fi 整備・ ソフト事業支援	工事費 事業費	ロビー、客室等のWi-Fi 整備費 顧客満足度の向上及び宿泊者の増加に繋がるソフト事業 補助率：補助対象経費の3/4以内 限度額：100万円（予算の範囲内） ※消費税及び地方消費税は補助対象外 ※ハード面の整備支援と認められる備品等の購入は補助対象外 ※ポイント、クーポンによる支払いは不可

ソフト事業の具体例

- ・WEBサイトの改善や新たな予約アプリケーションの導入費
- ・顧客管理システムや決済システムの導入費
- ・施設スタッフのサービスの質の向上につながる研修費

4 補助対象期間

補助交付決定日から令和5年1月31日（火）まで（工事・納品および支払いまで完了すること）
※補助交付決定前に着手した事業は補助金の対象外

5 提出書類

- ・補助金等交付申請書
- ・事業計画書（様式第1号）
- ・収支予算書（様式第2号）
- ・事業の詳細が確認できる書類（システム導入の概要が分かる資料等）
- ・着工前の写真
- ・見積書（写し）
- ・納税証明書（「滞納無証明書」）
- ・誓約書兼同意書（様式第3号）
- ・法人役員確認表（様式第4号）

- ・法人登記簿（写し）
- ・事業効果記載用紙（別紙1）
- ・チェックシート

6 補助金交付申請書提出締切

令和4年10月31日（月）まで【必着】

申請受付期間中でも、申請の合計額が予算額に達した場合は、受付を締め切る場合がある。

7 申請にあたっての注意事項

- ・申請できるのは『リフォーム支援』、『Wi-Fi 整備・ソフト事業支援』のうちどちらか1つ
- ・国や県、他の地方公共団体の補助金等を受けている事業は対象外
- ・補助金の申請は年度内に1回とする

8 審査基準

この事業は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して実施するため、得られる事業効果を別紙1に詳細に記載すること。

9 関係書類の保管

この事業は、後日、会計検査院による会計実地検査の対象となるため、関係書類を適切に保管しておくこと。

10 効果の検証について

本事業終了後、事業効果の検証のため、資料の提供依頼、ヒアリングの実施等を行う場合がある。